

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成十九年政令第二百六十八号）

（国の負担又は補助の割合の特例等）

第七条 法第十一条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 （略）

二 法別表二の項に規定する基本施設又は輸送施設若しくは漁港施設用地の修築であつて、駐留軍等の再編による生鮮魚その他の水産物の需要の増加若しくは生産に対する影響を考慮して当該水産物の適正な供給の観点から速やかに整備することが必要なもの又は再編関連特定防衛施設若しくはその周辺地域において駐留軍若しくは自衛隊の活動に伴い災害が発生した場合において円滑な避難若しくは緊急輸送を確保するため駐留軍等の再編に伴い速やかに整備することが必要なもの

三 法別表三の項に規定する水域施設等の建設及び改良であつて、再編関連特定防衛施設への人員の移動若しくは物資の輸送若しくは当該再編関連特定防衛施設からの人員の移動若しくは物資の輸送のための交通量の増加を考慮して円滑な交通の確保の観点から速やかに整備することが必要なもの又は再編関連

特定防衛施設若しくはその周辺地域において駐留軍若しくは自衛隊の活動に伴い災害が発生した場合において円滑な避難若しくは緊急輸送を確保するため駐留軍等の再編に伴い速やかに整備することが必要なものとして、それぞれ国土交通大臣が定めて告示する基準に適合するもの

四〇七 (略)

二・三 (略)